

# 一般財団法人南宇和郡教育会館維持財団施行細則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この施行細則は、一般財団法人南宇和郡教育会館維持財団（以下「この法人」という。）の定款第38条の規定に基づき、この法人の運営に必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 会 員

### (会 員)

第2条 この法人は、次の各号に定める者を会員（以下「会員」という。）とする。

(1) 愛媛県南宇和郡愛南町立小中学校に勤務する教職員（講師等の臨時に採用された者を除く。以下「教職員」という。）

(2) この法人の目的、事業に賛同する前号に規定する以外の個人、法人及び団体

### (入会手続)

第3条 教職員でこの法人の会員にならない者は、所定の入会辞退届を提出しなければならない。

2 前条第2号の規定によりこの法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

### (負担金)

第4条 会員は、理事会の決議を経て別に定める負担金を毎月納入しなければならない。

2 理事長は、この法人の決算について会員に報告をしなければならない。

## 第3章 役員等

### (理事の職務)

第5条 理事の職務は、次のとおりとする。

(1) 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

(2) 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行するとともに、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

(3) 理事は、理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。

### (職 員)

第6条 定款第37条に定める職員は1名とする。

2 職員の勤務時間は、週二日間(火・金曜日)午前9時から正午までとする。

3 職員は、理事長の命に従い、この法人の事務を行う。

### (職員の給与)

第7条 職員の給与は、理事会の決議により別に定める。

## 第4章 南宇和郡教育会館の使用

### (使用時間)

第8条 南宇和郡教育会館（以下「会館」という。）使用時間は、午前9時から午後5時までと午後5時から午後10時までを原則とする。

### (使用手続)

第9条 会館を使用する者は、「南宇和郡教育会館施設使用許可申請書」を提出し、理事長の許可を得なければならない。

### (使用料)

第10条 会館の使用料は、別表のとおりとする。

### (備品等の使用)

第11条 この法人が所有する備品等を会館以外で使用する場合は、「備品等借用願」を提出し、理事長の許可を得なければならない。

### (弁償)

第12条 会館の施設や設備、備品等を破損した者は、実費を弁償しなければならない。

## 第5章 改 廃

### (改 廃)

第13条 この施行細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

この施行細則は、一般財団法人南宇和郡教育会館維持財団の登記の日から施行する。